

## II 令和4年度事業計画

### **事業方針**

当協会は、県内の各分野における国際交流と多文化共生の社会づくりを促進するため、平成3年（1991年）4月に設立され、同年、国から「地域国際化協会」として認定を受け、地域の国際交流を推進する中核的民間組織としての役割を担ってまいりました。

また、平成13年（2001年）4月に、県内の国際交流の拠点施設として県が整備した「山形県国際交流センター」の管理運営を任せられ、今後も指定管理者として引き続き管理運営を担ってまいります。

県内の在住外国人は、新型コロナウイルス感染症による影響などから、令和3年（2021年）12月末現在 7,331 人（対前年比 386 人減）で、令和2年に続き減少しました。在留資格別では技能実習が前年に比べ 648 人減の 1,698 人、特定技能が 135 人増の 390 人、技術・人文知識・国際業務が 89 人増の 242 人となっています。

県内の外国人労働者は、4,427 人（令和3年10月）となり、前年に比べ 317 人の減で平成24年以来、9年ぶりの減少になっています。

当協会は、このような環境の変化を踏まえ、次の基本的な考え方のもと、多様な文化や価値観が共生する地域社会の実現に向けて取り組んでまいります。

#### 1 交流の機会を増やす

多文化共生の社会づくりを推進するため、社会経済環境の変化を踏まえながら、日本人と在住外国人、また在住外国人同士が交流する多様な機会の増加を図る。

#### 2 コーディネート機能を拡充する

多文化共生の推進に当たっては、日本語ボランティアや、災害時の外国人支援など、日本人と外国人をつなぐ、コーディネート機能が必要不可欠であることから、当協会はもとより、より多くの県民の方々等がその役割を担うことができるよう取り組む。

#### 3 連携を強化する

県内で就労する外国人の増加や今般のコロナ禍を受け、産・学・官をはじめ国際交流・多文化共生分野に加え、商工、防災、防犯、医療、福祉など他分野との連携を強化していく。

これらの考え方沿って、事業内容の拡充や様々な実施方法を通して、県民の国際交流と国際理解を深め、在住外国人に対する支援等を進めてまいります。

## 事業計画

### 1 情報集積・広報事業

#### (1) 情報集積活用事業

国際交流センターの利用率向上のため、協会ホームページ、フェイスブック、インスタグラムなどを有効活用し、7言語で当協会の活動状況やイベント情報等をタイムリーに発信する。また、交流サロンに各種図書類やネット端末を整備し、来訪者が一層利用しやすい環境整備に努める。

#### (2) 広域連携推進事業

「地域国際化協会連絡協議会」等が主催する連絡会議及び研修会等に参加し、情報収集と各県の国際交流協会との連携強化に努める。

#### (3) 機関誌の発行

当協会等の活動状況や、当協会が実施する交流イベント等の情報を掲載した日本語版の機関誌「AIRY」を年3回作成し、関係機関・団体、賛助会員等に配布する。

#### (4) 多言語情報誌の発行

CIR（山形県国際交流員）による県内各地の歴史、文化、暮らしに関する取材情報を日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語で外国人向け情報誌「Face to Face」として作成し、機関誌の発行と合わせ年3回、関係機関・団体、留学生、賛助会員等に配布する。

#### (5) ソーシャルギャザリング（事業説明・懇談会）の開催

協会事業に対する理解を深めるとともに、賛助会員やサポーター、スタッフとの交流を図るため、ソーシャルギャザリング（事業説明・懇談会）を開催する。

### 2 国際交流推進事業

地球市民学習事業として、今年度は、コロナ禍の中、新たに着任した国際交流員（CIR）2名（米国、韓国）に積極的に活動してもらいながら、県民の国際理解や多文化共生に対する関心を高めるため、他団体とも連携した交流イベント等を開催する。

交流イベント	開催予定回数
① とびいりワールド茶館（カフェ） (CIR)	9回
② 英会話講座 Eigo で話そう！ (CIR)	8回
③ CIR（山形県国際交流員）による多文化理解講座 (CIR)	13回
④ 韓国語講座 (CIR)	40回

⑤ English Craft Studio	(CIR)	5回
⑥ 世界をのぞけば…		2回
⑦ CIR・スタッフによる出前講座		要望による
⑧ 多文化共生在住外国人向けイベント		1回

### 3 国際協力推進事業

県の海外技術研修員の受入れに伴う生活支援を行うとともに、当協会の交流イベントへの参加や県内各地の歴史、文化、習慣などについて学習・体験する機会を設ける。(県委託事業)

### 4 民間国際交流活動推進支援事業

#### (1) 民間団体との連携強化・交流促進

各国際交流関係団体との連携を図るため、懇談会を開催する。また、「山形県国際交流関係団体ダイレクトリー」を作成し、ウェブサイト上で公開する。

#### (2) 国際交流サポーター（ボランティア）の募集、紹介及び研修の実施

ア 国際交流事業を推進するためのボランティアを募り（山形市国際交流協会と相互登録）、当協会事業への協力要請を行うとともに、各団体または個人からの要請に応じてサポーターを紹介する。

イ サポーターのスキルアップと相互交流を図るため、山形市国際交流協会と共に語学サポーターを対象とする研修会を開催する。

〈サポーターの種類〉 ①語学（通訳）

②日本語学習サポート

③ホストファミリー

④国際理解

⑤イベント協力

#### (3) 民間国際交流団体活動推進支援助成事業

県内の国際交流関係団体等の活動を支援するため、当該団体が実施する国際理解の促進、在住外国人支援のための活動費の一部を助成する。

（1団体当たり1事業とし、上限申請額：20万円、「複数団体との連携・共同事業」については上限申請額：30万円）

### 5 多文化共生社会づくり（在住外国人支援）事業

#### (1) 日本語教室の開設

中級クラス（オンライン）と JLPT 試験対策のクラスを設けるとともに、最寄りの日本

語教室に通えない日本語学習希望者や日本語支援の必要な児童・生徒に対し、日本語学習サポーターを紹介する。

また、県内の日本語学習支援関係者の情報共有と意見交換を目的とする「日本語学習支援ネットワーク懇談会」を引き続き開催する。

開設コース	開催回数
①中級クラス（オンライン）	前期・後期 各 15 回
②JLPT クラス（日本語能力試験合格を目指す）	前期・後期 各 30 回
③日本語学習サポーターによるマンツーマンレッスン	随時相談

#### (2) 医療通訳・司法通訳の養成

県内在住外国人の生活を支援するため、認定NPO法人IVYと共同で医療通訳、司法通訳者養成講座を開催する。

#### (3) 外国人相談関連事業

県内外の外国人相談窓口の相談員、県内の市町村担当者、専門相談機関の相談員等を対象にスキルアップと相互交流を目的とした研修会や担当者会議を開催し、相互の連携強化を図る。

また、在住外国人の意見を当協会の事業運営に反映させるため、在住外国人意見交換会を開催する。

#### (4) やさしい日本語普及研修事業

県内自治体や関係機関へ出向き、やさしい日本語の普及を目指した研修会を開催する。

また、ウェブサイト、フェイスブック、インスタグラムなどで、やさしい日本語を使った情報発信を行う。

#### (5) 災害時外国人支援連携体制整備事業

最上地域の行政、商工、福祉などの関係機関と実行委員会を立上げ、広域による災害時の外国人支援サポーター（新設）の研修や登録を推進する。（県委託事業）

また、外国人支援について、県内の産業、防災、福祉などの各種団体向けの出前講座を実施するとともに外国人向け防災体験会を実施する。

### 6 在外県人会支援事業（県補助事業）

海外の山形県人会 6 団体（ブラジル、アルゼンチン、ペルー、パラグアイ、ハワイ及び北米南カリフォルニア）に対し助成する。

「ブラジル山形県人会青年部」に対し助成する。

## 7 地域人権啓発活動活性化事業

法務省人権啓発活動地方委託事業の一環として、外国人相談窓口の周知を図るため、多言語リーフレットを作成し、県内の関係機関・団体や大規模流通店舗等に配布する。

## 8 山形県国際交流センター管理業務事業（県の指定管理）

### (1) 山形県国際交流センターの管理運営

#### ア 利用促進

コロナ感染予防対策や利便性の向上に努めながら、魅力的な交流イベントの企画とともに次により利用促進を図る。

- ①ホームページ、ツイッター、フェイスブック、インスタグラムによるタイムリーな交流イベント情報や活動状況の提供・紹介
- ②駐車料金の助成などのメリットを活かした賛助会員の積極的な確保
- ③センターの設置目的に沿った研修室及びボランティア室の積極的な貸出し

#### イ 危機管理

防犯、防災、事故対応等、施設管理に求められる危機管理能力を身につけるため、BCPに基づき訓練等を実施する。

### (2) 外国人総合相談ワンストップセンターの運営

#### ア 外国人相談窓口

在住外国人の生活面での支援を行うため、7言語に対応する相談員を配置し、出入国・在留資格、語学学習、教育問題、家庭問題など様々な相談に電話・面接・Eメール等で応じる。

また、7言語以外の言語については、通訳アプリ、ポケトークなどを活用し相談に対応する。

さらには、相談者から要望のあった生活情報に関する資料等の提供や専門相談機関の紹介を併せて行う。

#### ◇相談窓口の体制

対応言語	開設日	開設時間
日本語		
英 語	火～土	10：00～17：00
中国語	火・金	
韓国・朝鮮語	木・土	
ポルトガル語	水	10：00～14：00
タガログ語	金	
ベトナム語	第2・4土	

## ◆外国人向け法律相談（要予約）

日 時：毎月第4金曜日 10:00～12:00  
場 所：山形県外国人総合相談ワンストップセンター（山形県国際交流センター内）  
受 付：TEL 023-646-8861、FAX 023-646-8860  
Mail soudan@airyamagata.org  
ライン 【友達追加】<https://lin.ee/eNnxjMi>

【ラインのQRコード】



メッセンジャー（Facebook）

アカウント：AIRY 山形県国際交流協会

ユーザー名：@airyamgata

<https://www.facebook.com/airyamagata/>

【FacebookのQRコード】



相談料：無料

対象：山形県在住又は勤務の外国籍の方

対応言語：日本語・英語・中国語・韓国・朝鮮語・タガログ語(他言語については応相談)

担当：山形県弁護士会所属弁護士

## ◆仙台出入国在留管理局の相談会（要予約）

日 時：隔月第3金曜日 10:00～12:00  
場 所：山形県外国人総合相談ワンストップセンター（山形県国際交流センター内）  
受 付：TEL 023-646-8861、FAX 023-646-8860  
Mail soudan@airyamagata.org  
ライン 【友達追加】<https://lin.ee/eNnxjMi>

【ラインのQRコード】



メッセンジャー（Facebook）

アカウント：AIRY 山形県国際交流協会

ユーザー名：@airyamgata

<https://www.facebook.com/airyamagata/>

【FacebookのQRコード】



相談料：無料

対象：山形県在住又は勤務の外国籍の方

対応言語：日本語・英語・中国語・韓国・朝鮮語・タガログ語(他言語については応相談)

担当：仙台出入国在留管理局

## イ 企業向け外国人相談窓口

県内企業の外国人労働者の雇用を支援するため、山形県行政書士会と連携し、県内企業からの外国人労働者に関する相談に電話・面接・Eメール等で応じる。

また、市町村及び各地域商工団体へ訪問等により相談窓口の周知活動を行う。

企業向け外国人相談窓口

相談概要	開設日	開設時間
企業相談	火～金	10：00～16：00

◆行政書士会相談会（予約不要）

日 時：毎月第2水曜日 13：00～16：00

場 所：山形県外国人総合相談ワンストップセンター（山形県国際交流センター内）

受 付：TEL 023-645-7600、FAX 023-646-8860

Mail kigyosodan@airyamagata.org

ライン【友達追加】<https://lin.ee/n8r9QU8z>

【ラインのQRコード】



相 談 料：無料

対 象：山形県内の企業

担 当：山形県行政書士会